

## 随意契約理由書

本工事は、射撃訓練装置の制御装置を補修する総合調整を含めた工事である。

射撃訓練装置は正確に且つ確実に動作し、故障により使用不能となることを極力無くさなければ、警察官の訓練計画に支障を与えることとなる。

また、工事完了引渡し後の装置全体の点検・調整・緊急対応も確実に行えるようにしておく必要があるため、本工事を他社が行うことは技術的にも品質確保のうえでも不可能である。

上記の理由から、当該装置を製造し、維持補修も行うパナソニックコネクト株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社に施工させることが適当であるため、同社より見積書を徴したところ価格も適正と思われるので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号により、比較見積を省略するものである。